

第 12 次鳥獣保護管理事業計画（案）の改訂事項

頁	項目	改訂内容		備考
		新	旧	
9	(2) 狩猟鳥獣 ② 保護及び管理の考え方	4) ハシブトガラス、カワウ等、被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣については、 <u>忌避対策に加えて</u> 、狩猟による捕獲等も積極的に活用する。	4) ハシブトガラス、カワウ等、被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣については、狩猟による捕獲等を積極的に活用する。	パブコメ
15	2) 予察表	(第 8 表) 【表修正】	(第 8 表)	パブコメ
18	3) 市町村別予察捕獲許可対象種	(第 9 表) 【表修正】	(第 9 表)	パブコメ
19	2) 防除方法の検討、個体群管理の実施等の計画	(第 10 表) 【表修正】	(第 10 表)	パブコメ
19	④ 被害の防止の目的での捕獲についての許可基準の設定 1) 方針	被害（予察を含む。）の防止の目的での許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討 <u>又は実施</u> したうえで許可するなど、慎重に取り扱う。	被害（予察を含む。）の防止の目的での許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討したうえで許可するなど、慎重に取り扱う。	パブコメ
20	④ 被害の防止の目的での捕獲についての許可基準の設定 2) 許可基準 イ 鳥獣の種類・数	(第 11 表) 【表修正】	(第 11 表)	パブコメ 検討会
24	8 鳥類の飼養登録	平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている、 <u>10 年以上にわたって更新されている</u> 等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性、 <u>及び写真撮影等の記録確認</u> 、高齢個体の特徴を視認すること、 <u>必要に応じて専門家の意見を聞くこと</u> 等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。	平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。	パブコメ 検討会